

# 実践女子大学香雪記念資料館管理細則

(平成 14 年 7 月 31 日制定)

平成 25 年 11 月 20 日改正 平成 28 年 3 月 26 日改正  
2022 年 1 月 26 日改正

## (根拠)

第 1 条 この細則は、「実践女子大学香雪記念資料館規程」第 11 条に基づき、実践女子大学香雪記念資料館（以下「資料館」という。）の管理に関する必要な事項を定める。

## (開館日及び休館日)

第 2 条 資料館の開館日及び休館日は、次の各号のとおりとする。

(1) 開館日は、原則として月曜日から金曜日とする。

(2) 前号にかかわらず、休館日は、次のとおりとする。

①国民の祝日に関する法律に定める日

②学園の定める休業日

(3) 前 2 号の規定にかかわらず、資料館長（以下「館長」という。）が必要と認めるときは、臨時に開館又は休館することができる。

## (開館時間)

第 3 条 開館時間は、午前 10 時 30 分から午後 5 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

## (入館料)

第 4 条 入館料は、原則として無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、入館料を徴収することができる。

## (禁止事項)

第 5 条 資料館において、収蔵又は展示されている資料の写真撮影、拓本及び複写等の行為は禁止する。

2 前項の規定にかかわらず、事前の申請により、館長が認めるときはこの限りではない。

3 館外貸出許可を受けた資料館資料は、これを他人に転貸してはならない。

## (入館者)

第 6 条 入館者は、本細則を遵守し、館長の指示に従わなければならない。

## (入館制限)

第 7 条 館長は、次に掲げる者に対して、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

(1) 資料館内の秩序を乱した者、又は乱すおそれのある者

(2) 資料及び施設を損傷すると認められる者

(3) 第 5 条に定める禁止事項に違反した者又は館長の指示に従わない者

(4) その他、館長が入館不相当と認められた者

## (資料の利用)

第 8 条 学術研究等のため、資料館資料を利用しようとする者は、館長の許可を得て、指定の場所で利用しなければならない。

2 資料館資料の館外貸出しを希望する者は、館長の許可を得て借用し、指定の期間内に返還しなければならない。

## (資料の寄贈・寄託、借用)

第 9 条 資料館は、資料の寄贈及び寄託を受けるほか、資料を借用することができる。

2 寄託資料及び借用資料は、資料館所蔵の資料に準じて取り扱う。ただし、館外貸出をすることはできない。

## (寄託資料の免責)

第 10 条 資料館は、寄託を受けた資料等が天災その他不可抗力な原因により、損壊又は滅失した場合は、損害賠償の責めを負わない。

## (展示室等の利用)

第 11 条 個人又は団体が、資料館の展示室あるいはその一部の利用を希望するときは、館長の許可を得なければならない。

2 前項により利用許可を得た個人又は団体は、別に定める資料館の提示する利用条件を遵守しなければならない。

3 利用許可を得た個人又は団体が、利用条件に違反し、館長の指示に従わない場合は、館長は直ちに利用を停止させ、退去を求めることができる。

4 利用許可を得た個人又は団体が、資料館の設備等を移動、変更した場合は、利用期間終了時に元に復さなければならない。

5 資料館展示室等の利用料は、原則として徴収しない。

## (損害賠償)

第 12 条 利用者が故意又は過失により、施設、設備、資料等を損壊又は紛失したときは、直ちにこれを現状に回復し、その損害を賠償しなければならない。

## (改廃)

第 13 条 この細則の改廃は、大学短大協議会の議を経て、学長が決定し、常任理事会が行う。

## 附 則

この細則は、平成 14 年 7 月 31 日から施行する。

## 附 則 (平成 25 年 11 月 20 日改正)

この改正細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則 (平成 28 年 3 月 26 日改正)

この改正細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則 (2022 年 1 月 26 日改正)

この改正細則は、2022 年 1 月 26 日から施行する。